

緊急災害時動物ボランティア 認定事業実施要領

(主旨)

第1条 本要領は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という）が実施する緊急災害時動物ボランティア認定事業に必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 動物ボランティア認定は、大規模災害時等における愛護動物の救護活動に対する被災動物の救護が求められている状況に鑑み、動物愛護に係る希望者を対象として、一般市民ボランティアを公募し、救護活動に必須の講座を受講の上、認定し、もって、今後の災害時における、動物救護への迅速かつ的確な対応を支援する体制の強化を図ることを目的とする。

(動物ボランティアの活動)

第3条 動物ボランティアは、災害発生時にこの法人からの要請に応じて次に掲げる活動を円滑に行う。

- 1) 被災動物の救護活動を行う獣医師のサポート。
- 2) 避難所における情報収集及び救護活動のサポート。
- 3) 被災動物保護施設におけるボランティア活動。
- 4) その他この法人が必要と認めた活動。

(認定機関)

第4条 この法人の会長（以下「会長」という）は、第2条の目的を達成するために、総務委員会において、次の事項について意見を求める。

- 1) 動物ボランティアの認定に関する事項。
- 2) 講習及び認定の運営及び実施計画に関する事項。
- 3) その他第2条の目的を達成するために必要な事項。

- 2) 総務委員会には、ワーキンググループを置くことができる。

(講習・体験訓練及び認定)

第5条 会長は、総務委員会の意見を踏まえて、講習・体験訓練及び認定を行う。

- 2) 講習は、次により行うものとする。

- 1) 講習は、動物愛護に係る希望者を対象として一般ボランティアを公募して実施する。
- 2) 講習の受講申し込みは、この法人が定める期日までに申込書（様式1）を会長に提出して行う。

- 3) 体験訓練は、次により行うものとする。

- 1) 本条第2項の講習を受講し、この法人の行う炊き出しやテント泊の宿泊体験を実施する。
 - 2) 宿泊体験時に、同行避難訓練を併せて実施する。
- 4 この法人は、本条第2項・第3項の課程を受講した者に修了証（様式2）を発行することができる。
- 5 認定は、次により行うものとする。
- 1) 認定を申請できる有資格者は、次の各項目に該当し、講習の受講及び体験訓練を取得した者とする。
 - ①この法人が行う年3回各2講座 合計6講座の講習を受講した者。
 - ②この法人が行う年1回の体験・訓練を取得した者。
 - ③大規模災害発生時に、県獣の行う動物救護活動に対して、被災地等で動物ボランティアとして活動する意欲があること。
 - ④登録しようとする年度の4月1日現在で、18歳以上であること。
 - ⑤電子メールによる連絡が受け取れること。
 - ⑥本要領を遵守するものであること。
 - 2) 認定申請の申し込みは、この法人が別に定める期日までに、本条第2項または第3項の講習・体験訓練修了証の写し及び認定証交付申請書（様式2）を会長に提出して行う。

（認定証の交付及び有効期間）

第6条 会長は、前条第5項第2号により提出された書類を審査し、総務委員会の意見を聞いて総合的判断をし、該当者に対して認定証（様式3）を交付する。

- 2 認定証の効力は、交付を受けた日から3年間を経過した年度の末日までとする。

（認定の更新）

第7条 会長は、動物ボランティアからの申し込みを受けて認定の更新を行う。

- 2 認定の更新は、次により行うものとする。
 - 1) 認定の更新は、この法人が定める更新講習を受講した、動物ボランティアを有資格者とする。

ただし、上記にかかわらず、第3条に掲げる動物ボランティア活動を行い、かつ会長が認めた者は、認定更新有資格者とみなす。
 - 2) 認定の更新申請の申し込みは、認定証の有効期間が終了する年度においてこの法人が定める期日までに、申込書（様式4）に前号の講習の修了証の写しまたは受講を証する書類を添えて、会長に提出して行う。

3 会長は、認定の更新申請に不備があると認められる場合を除いてこれを受理し、本条第2項第1号の更新の資格を満たす者について、認定証の効力を3年間延長する。

(認定者の心得)

第8条 認定者は、災害時に被災地で動物ボランティア活動を行う場合、被災地の行政機関、自主防災組織等との連携に努めなければならない。

(研修等の実施)

第9条 この法人は、認定者に対し被災地で動物ボランティア活動を行う場合、活動に関する研修及び情報提供を行う。

(認定の変更、取り消し)

第10条 認定者は、認定証に記載した事項に変更が生じた場合又は認定の取り消しを希望する場合は、この法人に速やかに報告するものとする。

2 認定者は、認定を取り消した場合は、この法人に認定証を速やかに返却するものとする。

(認定の抹消)

第11条 この法人は、認定者が以下に該当する行為を行った場合、認定を抹消し速やかに認定者に通知する。

1) 他の認定者を誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為。

2 認定者は、認定を抹消された場合は、認定証を速やかに返却するものとする。

(費用弁済等)

第12条 認定者は、この法人に対して、動物ボランティア活動の実施について報酬及び費用弁済を請求することはできない。

2 認定者は、この法人に対して、動物ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。

(その他)

第13条 認定者は、災害時における動物ボランティア活動を行う際の事故等を補償するため、保険に加入する。

(事務局)

第14条 本事業の円滑な推進を図るため、この法人内に事務局を設け、次に掲げる事務を行う。

- 1) 総務委員会及びワーキンググループの開催に関する事務。
- 2) 講習・体験訓練及び認定に関する事務。
- 3) その他本事業を円滑に推進するために必要な事務。

(要領に定めない事項の処理)

第15条 要領に定めない事項及び疑義を生じた事項については、会長が処理する。

附則 この要領は平成27年 4月 1日から適用する。